

徳島県妊産婦等生活援助事業に係る企画提案募集要領

1 目的

この要領は、徳島県妊産婦等生活援助事業に係る委託業務において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

徳島県妊産婦等生活援助事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため妊産婦等生活援助事業、事業の実施に係る業務を委託する。

2 業務の内容

業務の内容は、「徳島県妊産婦等生活援助事業委託業務仕様書」による。

3 委託契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

4 委託料上限額

16,000千円（消費税及び地方消費税込み）

5 スケジュール

令和7年8月 5日（火）	公募開始
令和7年8月20日（水）	質問受付締切
令和7年8月25日（月）	参加意思表明書提出締切
令和7年9月 3日（水）	企画提案書提出締切
令和7年9月中旬頃	選定委員会
令和7年10月1日（水）	委託契約締結
令和7年度中	事業開始
令和8年3月31日（火）	事業終了

6 委託の方法

企画提案を募集し、徳島県（以下「県」という。）が設置する選定委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適した委託先を選定し、その提案者と委託契約を締結する。

委託先の選定の手順は次のとおりとする。

- （1）県（こども家庭支援課）が企画提案書を公募する。
- （2）県が設置する選定委員会において提案者がプレゼンテーションを行い、本事業の実施に最も適した者を委託先として選定する。
- （3）委託先として選定された提案者が提出した企画提案書の内容等に基づき、委託契約

書を締結する。

7 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

8 応募者の資格、要件

応募者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）もしくは、複数法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であり、以下の（１）から（７）までの全ての条件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）であること。

ただし、複数事業者による共同企業体として参加する場合にあっては、（１）については、構成する事業者のうち、１者以上の事業者が満たしていればよい。

（１）徳島県内に本社又は営業所を有する者。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（３）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

（４）次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係わるものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更正手続き開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者

オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

（５）徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置

の対象となっていない者であること。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものと認められている者でないこと。
- (7) 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと

9 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の応募手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 参加意思表明書の提出

本事業の提案に参加しようとする者は、参加意思表明書を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- ・参加意思表明書（様式1）
- ・提案者の概要が分かる書類（事業報告書またはパンフレット等。コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。）
- ・提案者の定款、寄付行為又は会則等の写し（原本証明をしたもの。コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。）
- ・コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書の写し（様式例1）
- ・コンソーシアムの場合、コンソーシアム委任状（様式例2）
- ・未納の額のないことの証明書（税務署及び都道府県が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの）

イ 提出期間

令和7年8月25日（月）午後5時まで（必着）

（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。）

(2) 企画提案書の提出

参加者は、企画提案書を次のとおり提出すること

ア 提出書類

妊娠婦等生活援助事業企画提案書（様式2）[正本1部、副本10部]

イ 提出期限

令和7年9月3日（水）午後5時まで（必着）

（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。）

(3) 参加意思表明書及び企画提案書の提出方法、提出先及び問い合わせ先

ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること（郵送の場合、簡易書留以外は不可とする）

イ 提出先及び問い合わせ先

徳島県こども未来部こども家庭支援課 こどもの権利擁護担当

郵便番号：770-8570

住 所：徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2786

電子メール：kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

（4）その他

ア 提案者1者が提出できる企画提案書は、1提案とする。

イ 企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は認めない。

エ 提出のあった企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。なお、企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

オ 選定された企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

10 企画書等の作成に伴う質問と回答

企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

（1）質問

質問は「徳島県妊産婦等生活援助事業質問書（様式3）」によるものとする。

ア 受付期間

令和7年8月20日（水）午後5時まで

イ 提出方法

質問は、上記9（3）イに示す問い合わせ先に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにて送付すること

件名は「徳島県妊産婦等生活援助事業質問書（事業者名）」とすること

（2）回答

質問事項及び回答内容については、原則として令和7年8月25日（月）までに県のホームページに掲載する。

（3）その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

11 参加辞退

参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を持参又は郵送により、令和7年9月3日（水）までに提出すること。

1 2 選考の基準

県が設置する選定委員会において、提出のあった企画提案書を基に提案者がプレゼンテーションを行い、選定委員会が最優秀企画提案者を選定する。県はその提案者と業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。

選定は、別表の選定基準を基に行うものとする。なお、選定にあたっては、法令等違反する企画提案や県が行う事業として不適切な企画提案等は選定前に不採用とする。

また、得点が1位であっても、得点が配点の総合計の5割に満たない場合、または審査項目の中で、著しく評価の低い項目がある場合等にあつては、選定委員会で協議し、選定しない場合がある。

1 3 選定結果等

- (1) 全ての参加者に通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。
- (2) 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (3) 選定委員会において選定された受託候補者は、契約手続きを完了するまで県との契約関係を生じない。
- (4) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、受託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

(別表) 選考基準 審査項目・内容

審査項目	審査内容
企画提案の妥当性	・ 現在の社会情勢とそれに対する課題を踏まえた上で、業務仕様書及び国実施要綱に基づき、事業の目的に沿って、明確かつ具体的に提案されているか。
業務遂行能力	・ 本事業の実施に当たって必要な備品を備え、妊産婦等が安心して過ごすことができ、困難を抱える妊産婦等の支援に効果的な運営方法が示されているか。 ・ 本事業を実施するために必要な経歴、資格、経験等を有する職員が配置される等、実施体制は適切か。
事業の具体性と効果	・ 妊産婦等が抱える課題や背景を理解し、その解決を図るため、具体的かつ効果が見込まれる取組内容が示されているか。また、地域生活への移行支援や自立支援の視点が明確に記載されているか。 ・ 支援が必要な妊産婦等に認知され、利用につながるような効果的な広報活動となっているか。 ・ 要保護児童対策地域協議会、医療機関、こども女性相談センター等の関係機関と連携して妊産婦等を支援する姿勢が示されているか。 ・ 職員の研修会参加など、妊産婦等に対する質の高い支援を提供するための有効な取組みが記載されているか。 ・ 個人情報の適切な取扱いや苦情処理についての十分な措置を行う計画となっているか。
収支計画等	・ 所要経費の算定根拠が明確に示され、妥当な内容となっており、事業を適切に履行できるだけの安定した経営基盤があるか。